

# サポート会員登録

サポート会員登録には、下記の業務サポート委託契約が必要となります。

簡単ホームページぺらっと運営会社株式会社あさぎ(以下「甲」という) 田中 花子 様  
(以下「乙」という)は、業務サポート委託契約(以下「サポート会員登録」という)を次のとおり締結する

お名前をご記入ください

## 第1条 (サポート会員の業務)

甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託する

### 1. サポート会員の活動内容

- ① 甲は乙に「まるっとおまかせオプション」にお申込みいただいたお客様の入稿サポートを依頼する
- ② 乙は甲に紹介したお客様と共に原稿を作成し、テンプレートに沿って甲に完全原稿(制作原稿)を入稿する(ページデザインは甲が行うものとする)
- ③ 甲は乙に制作したテストページ(ホームページ公開前)のアクセス権を付与し確認依頼をする
- ④ 乙はお客様に確認依頼、又は一緒に確認をし、承認(修正の可否)を、甲に連絡する
- ⑤ 修正がある場合、乙は甲に連絡し修正依頼をする
- ⑥ 甲は乙より修正依頼があった場合、ページ修正が完了した後、再び乙に確認依頼をする
- ⑦ 甲は乙(お客様)より承認の連絡があった場合お客様からの代金の支払い確認後、速やかにホームページ公開の手続きをする
- ⑧ ご紹介いただいたお客様よりページ更新依頼がある場合も乙が窓口となりホームページ公開までのサポートを行う
- ⑨ 乙はホームページ製作を依頼しないサポート会員を甲に紹介する

### 2. サポート会員活動の報酬

- ① 甲は乙が紹介したお客様が、「まるっとおまかせオプション」にお申込みいただいた場合一人につき、¥5,000(税込)を銀行振込にて甲から乙に支払う
- ② お客様よりページ更新依頼があった場合、1回につき¥300(税込)を銀行振込にて甲から乙に支払う
- ③ ただし、画像更新のみの依頼の場合の報酬はないものとする
- ④ 乙が甲に紹介したお客様が「まるっとおまかせオプション」に申し込まず、自ら原稿入稿した場合は、紹介料として¥1,000を銀行振込にて甲から乙に支払う
- ⑤ 乙はホームページ製作を依頼しないサポート会員を紹介しサポートした場合、紹介されたサポート会員が担当したお客様のページの納品後、報酬として¥1,000(税込)を銀行振込にて甲から乙に支払う

ただし、乙は「まるっとオプション」にて原稿入稿(契約完了)を最低2度経験する必要がある

※サポートとは・・・お客様と原稿製作をする際に立ち会い指導することとする

## 第2条（報酬振込）

1. 甲はお客様から依頼されたページを納品（インターネット）におけるサポート会員報酬を乙に、翌月20日支払い、なお、振込手数料は乙の負担とする

下記に記載する契約締結日を基に、1条2  
弊社にて記載いたします

## 第3条（契約期間・契約変更・契約更新）

1. 契約期間は1年間とし、 年 月 日から 年 月 日までとする
2. 本契約書に変更が生じた場合、甲は「簡単ホームページぺらっと」Web サイト上に、変更した旨、変更箇所を記載する  
乙は変更に不服があり、契約解除を申し出る場合は変更後3か月以内に甲に申し出れば即日契約を解除することができる
3. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする

## 第4条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない

## 第5条（反社会勢力との取引の禁止）

甲及び乙は、反社会勢力の構成員もしくは、これらに準ずる者と取引してはならない

## 第6条（解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる
  - ① 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき
  - ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ③ 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - ④ 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき
  - ⑤ 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき
  - ⑥ 相手方が本契約の各条項に違反したとき
  - ⑦ 相手方に重大な過失または背信行為があったとき
  - ⑧ その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

## 第7条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする

第 8 条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の争訟は、長野地方裁判所諏訪支部を第一審の専属管轄裁判所とする

第 9 条 (協議)

本契約に定めのない事項、また契約日は弊社にて「サポート登録書を」返送する際に記載いたします  
は、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する

年 月 日

甲 住所 長野県諏訪郡下諏訪町 6146-2

電話 0266-27-6538

株式会社 あさぎ

代表取締役 山田 昌宏 印

お名前とご住所をご記入し、捺印してください

乙 住所 ●●県●●市●●●● - ●●●●

電話 ●●●●-●●●●-●●●●●●

氏名 田中 花子





フリガナ	タナカ ハナコ			
名前	田中 花子			
郵便番号	県	市・郡町村	町	マンション名・番地
000-0000	●●県	●●市	●●町	●●●● - ●●●●
電話 1	電話 2	メールアドレス		
123-456-7890	090-1234-5678	123456789@1234.co.jp		
Web サイト			ぺらっとサイト	
<a href="http://www.123456.com">http://www.123456.com</a>			<a href="http://www.peratto.jp/123456.html">http://www.peratto.jp/123456.html</a>	

平成 年 月 日

## サポート会員振込先届兼振込同意書

(会社名) 株式会社 あさぎ 御中

所 属	広告事業部		簡単ホームページぺらっと
氏 名	田中 花子 		
私は、給与の振込支給に同意し、振込先を下記の通り (  ・ 変更し ) ます。 注、該当する方にマルをつけること。			
金 融 機 関 名 称	ゆうちょ 銀 行		
口 座 番 号	記号	番号	
	1 2 3 4	1 2 3 4 5 6 7 8	
フリカゝナ	タナカ ハナコ		
口 座 名 義 (本人)	田中 花子		

注. 親族等であっても、本人以外の口座へは振込できません。